

京都市告示第2 1 3号

児童福祉法第2 1 条の5の2 0第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和8年7月1日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス 種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 三つ撚り	放課後等 デイサービス	J O J O L A B O 2650900307	京都市伏見区下鳥羽 西柳長町3 2 番地	令和8年 7月1日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)